●●●●●●● 故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！ ●●●●●●●

群馬弁護団ニュース NO38

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

≪２月４日第９回口頭弁論開催≫

傍聴席が満席の中、原告弁護団が意見陳述

次回 ４月２１日は 結審です

■国が主張する「ドライサイト」論のごまかしを指摘し反論

■「中間指針」の問題点を指摘し、避難者への適切な賠償を求める

２月７日は現地進行協議を実施、裁判官が現地を視察 （2面に報告）

第９回口頭弁論の内容を林浩平弁護士、現地進行協議の様子を門馬義昭弁護士が報告（２面）します。

２月４日、東京高裁101号法廷で控訴審の第9回口頭弁論が開かれました。

林弁護士

⑴ 今回の裁判では、当事者は以下の書面を提出しました

＜原告＞第27準備書面：損害論に対する国の主張に対する反論
第28準備書面：辻内意見書についての国の主張への反論
第29準備書面　結果回避可能性について

＜ 国 ＞　訴えの変更に対する答弁書
第11準備書面：予見可能性に関する統一準備書面の補正
第12準備書面：同上

＜東電＞第12準備書面：訴えの変更の申し立てに関する答弁
第13準備書面：原告の主張への反論
第14準備書面：過失論について
また、双方から証拠が提出されました。

⑵ その後、一審原告代理人の意見陳述がありました

① 関弁護団事務局長は、国のドライサイトや結果回避措置についての主張に対する反論を述べました。

国はその主張においてドライサイトという言葉を洪水や津波が敷地内に流入しないという意味で用い、原子炉施設の安全性を確保するためにとられるべき対策は防波堤、防潮堤等を設置し洪水や津波が敷地内に流入しない状態という意味でのドライサイトを維持することであるとしていました。そして、このような措置に加えて、建屋等の水密化といった措置を講ずる必要はないと主張しています。

しかし**ドライサイトとは設計基準水位や想定水位よりも高い位置に原子力発電所を設置することを意味する言葉であり、このような理解が国際的な共通認識となっています。**

国の主張するドライサイトの概念は一般的な意味とは異なるものといわざるを得ません。

そして、このような本来の意味でのドライサイトの考え方に基づけば防潮堤防波堤の設置に限らず、建屋の全体または部分的な水密化、一部の設備の高所設置などの措置が取られるべきであったのであり、国の主張は誤りであると反論しました。

② 次に、鈴木弁護団長が一審の前橋地裁が多くの区域内避難者について中間指針の基準額を下回る慰謝料額しか認定しなかった点、および東電が判決での認定額が支払いを表明していた額を下回った原告につき直接請求での支払いを拒否した点について意見を述べました。

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の中間指針は、多数の住民に生じた被害を迅速に賠償するために、多くの住民に生じた損害を想定し、類型化したもので、最低限の賠償額を定めたものとして裁判において意味をもつものです。よって、この基準を下回る額の損害を認定することは原発事故被害者の救済を困難にするものあり、許されるものではありません。

さらに中間指針は、交通事故の自賠責保険の額を基準に算定しています。しかし、原発事故と自動車事故は全くその性質が異なる上、自賠責保険の額は訴訟において認められる自動車事故の損害額よりも低額であることも踏まえると、自賠責保険の支払基準を原子力損害賠償請求訴訟で用いることは合理的ではありません。

中間指針を基準とした額に３００万円を一律で上乗せした損害額を認めた「小高に生きる訴訟」東京地裁判決に触れながら、中間指針はあくまで最低の基準であり、この基準にさらにどの程度損害を上乗せしていくべきかを検討し、損害額を算定するという形で用いられるべきものであると主張しました。

さらに、東電の支払拒絶については、東電自身が支払いを表明し、原告としても、最低でも東電の支払表明額分の賠償が得られると考えていたにも関わらず，その支払いを拒絶する東電の態度は原告の信頼を裏切るもので許されないし、原発事故の被害者を救済する観点からも認められないものであると批判しました。

【進行協議】

その後に非公開で行われた進行協議では、裁判所から4月21日の結審に向けての確認がありました。

また、２月７日に行われる現地での進行協議（2面参照）についても打ち合わせがなされ、集合場所など細かい部分の確認をしました。

【今後の進行】

次回の裁判は４月２１日（火）午後１時30分から東京高等裁判所101号法廷で行われます。

次回で結審となります。私たちの思いを伝える最後の機会です。ぜひとも傍聴に足を運んでいただきますようお願いいたします。

■次回は結審です！みなさんのご支援をお願いします■

４月２１日（火）午後１時３０分開廷
東京高裁／101号法廷

（傍聴抽選の締切り、午後１時までに正門の抽選場所にお入りください）

東京高裁

２月７日、現地進行協議（現地視察）を行いました。視察場所については、原告・被告双方から候補地を出しあい、協議して決めました。門馬義昭弁護士からの報告です。

１．２月７日，福島での現地進行協議を行いましたので，雰囲気をお伝えしたく，ご報告を致します。

門馬弁護士

２．弁護団からは７名，午前７時すぎに２台の自家用車に乗って群馬県を出発し，午前１１時前には浪江町役場に到着しました。道中，広野のあたりからはダンプカーの車列ばかりが目に付くようになりました。午前１１時半，浪江町役場駐車場にて，裁判官及び裁判所職員の乗ったワゴンタクシーとタクシー，被告東京電力及び被告国のそれぞれ代理人の乗ったワゴンタクシーや社用車と合流し，進行協議の開始となりました。総勢で２０余名が参加しました。

３．訪問先は，浪江町，双葉町及び楢葉町の各原告宅，双葉町の帰還困難区域，中間貯蔵施設，富岡第二中学校，浪江町及び楢葉町の商業施設等となります。

４．原告の自宅では，この９年間に手入れをすることができなかったり，生活を大きく変えられてしまった原告の自宅をそれぞれ訪問し，裁判官の目で確かめて貰いました。それぞれの原告も立ち合い，自宅やふるさとに対する複雑な思いを語られ，裁判官は耳を傾けていました。色々な思いのある中でご協力いただいた原告には感謝致します。

５．他にも，被告らが復興のシンボルと呼んでいるスーパーマーケットなどの商業施設等も訪問しました。帰還した地元の方々にはスーパーの開店を待っていた人もいたと思いますし，私たちも地域での生活が豊かになって欲しいと願っています。他方，超巨大資本が参入したという割に極めて小さな店舗であることや，作業員の来店を想定しているのか，お惣菜やお弁当，お酒などの品揃えが豊富である一方で乳製品や生鮮食品は少なく感じられるなど，違和感を覚えました。

６．浪江町役場に併設された「まちなみマルシェ」での昼食後，スクリーニング場で防護服に着替え，双葉町の帰還困難区域に入りました。裁判所のタクシーが手続きに時間を取られるといったトラブルもありましたが，無事，区域内での進行協議ができました。ところで，昨年５月にも弁護団にて双葉町の下見をしましたが，その頃と比べ，倒壊した建物などの撤去作業が進んでいました。３月には一部解除が予定されている場所もあります。しかし，**地震で傷ついたふるさとの町を直すこともできず，姿を変えられていくことに対する，さみしさや諦念に打ちひしがれた思いを，裁判官にも感じ取ってもらえることを望みます。そして，この思いは，程度の差こそあれ，原発事故によって区域内外を問わず避難した住民が共通して感じている思いであることに気づいてもらえたらと思っています。**

７．帰還困難区域では福島第一原発のフェンス際まで走行し，「中間」貯蔵施設，減容化施設などを車窓から見学する形で見てもらいました。その巨大さは一種異様なものであり原発事故がいまだ収束していない現実をあらわにします。

８．次に訪問した旧富岡第二中学校では，震災当日の午前中に卒業式が行われ，片付ける間もなく，地震と津波を受けて，一時避難所として利用され，さらに原発事故で避難を余儀なくされました。約９年経ったいまでも，体育館には卒業式の紅白幕が張られ，震災と原発事故の記憶を強く残しています。

９．最後に訪問したのは，楢葉の「笑（えみ）ふるタウンならは」でした。ここはスーパーやホームセンター，飲食店などが集約された先進的な商業施設です。スーパーの品揃え等も特に違和感なく感じられました。ただ，帰還者はとにかく元の生活をしたいのであって「集約された商業施設」が欲しい訳ではないと思います。とはいえ，いつの日か，地域の方々が老若男女打ち解けて，にぎやかに笑い合う場所になることを漠然と望むほかありません。

１０．原発事故から９年近く経ちました。復興の努力，収束のための投資，これらを否定するつもりはありませんが，地域には今でも深い傷跡が残っています。生活を大きく変えられた一人一人の個人の声に耳を傾けて貰うためにも，裁判官に，その目で地域を見て貰ったことは大切であったと実感致します。最後に，現地進行協議にあたり協力いただいた原告，各種調整等に尽力された地元自治体及び各種関係者に厚く御礼申し上げます。

【現地進行協議について】

裁判所が現地視察する裁判手続には「現地検証」と「現地進行協議」があります。「現地検証」は、裁判官が見聞きしたことや見た物の状態を検証調書として記録する負担が裁判所にとって非常に重いことから、採用されることは多くありません。「現地進行協議」は、簡易な記録作成にとどまるため、検証に代わるものとして採用されやすい傾向があります。いずれの手続も裁判官が現地に行き、直接見てもらえることは、裁判官に実態をよく分かってもらえるという点で大いに意義があります。

第一審の前橋地裁では現地検証が行われました。控訴審においても、弁護団は現地検証の申し出を行い、今回、現地進行協議が実施されました。他の裁判所の現地視察もいずれも現地進行協議として行われています。

山形地裁判決に対する抗議声明

前号の弁護団ニュースでお知らせしましたが、昨年（2019年）12月17日、これまでの集団訴訟の中で最も原告に厳しい判決が山形地裁から出されました。

群馬、山形、新潟、埼玉の４県弁護団は情報を交換しながら裁判に取り組んできました。この判決を受け、群馬、新潟、埼玉の弁護団が連名で抗議声明を出しました。

本年１２月１７日、山形地方裁判所は、福島第一原子力発電所事故（以下「本件原発事故」という。）による被害の賠償を求める集団訴訟の中で、国と東京電力を被告とする集団訴訟としては１３番目の判決を言い渡した。本判決は、国の責任に関し、津波の予見可能性があったことを認めながらも、その責任を否定する判断を行った。また、賠償額についても、全ての原告において中間指針を超えないなどとした。このような判断は、類似訴訟においても例はなく、国の著しい怠慢を看過し、かつ、原発事故による被害者らの被害救済を蔑ろにした判断と言わざるを得ない。

本件原発事故から間もなく９年が経過しようとしている。これまで国や東京電力の主張は、各地の裁判においてその多くが斥けらているところ、その要因は、やはり原告である被害者の方々の被害の実相を訴える「生の声」である。山形地裁は、誠に遺憾ながら、被害者の声を受け止める感性に欠けていたものと言わざるを得ない。

私たち３弁護団は、引き続き山形弁護団と連携・協働し、各地の訴訟を通じて、被害者に生じている被害の実相を明らかにした上で、国と東京電力の加害者責任を前提とした完全賠償を実現するため、全力を尽くすことを表明するとともに、広く国民に対しご支援を訴える。

２０１９年（令和元年）１２月２７日

原子力損害賠償群馬弁護団　団長　鈴　木　克　昌
福島原発被害者救済新潟県弁護団　団長　遠　藤　達　雄
福島原発事故責任追及訴訟弁護団（埼玉）団長　中　山　福　二

結審・判決を迎える各地の裁判

２月２０日（木）福島・生業訴訟／仙台高裁結審
３月１０日（火）北海道訴訟／札幌地裁判決
３月１２日（木）福島・浜通り避難者訴訟／仙台高裁判決
３月１７日（火）小高に生きる訴訟／東京高裁判決
４月１５日（水）あぶくま会訴訟／東京高裁判決

仙台高裁